

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年11月9日

横浜市契約事務受任者
教育次長 小椋 歩

- 1 契約の概要
給食室送風機不良修繕
- 2 履行場所
横浜市立万騎が原小学校
給食室、および機械室
- 3 契約日
令和3年9月14日
- 4 履行日
令和3年9月27日
- 5 契約金額
334,400円（税込み）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
三ツ矢設備工業株式会社
横浜市西区久保町4番12号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
給食室送風機不作動により換気ができず、新型コロナウイルス感染拡大、及びクラスターが懸念されたため、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
配管専門の業者であり、迅速な対応が可能であったため。
- 9 所管課
横浜市立万騎が原小学校